

5-13. 那覇市議会議長専用車運行基準

平成 28 年 11 月 10 日
議 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この基準は、那覇市議会議長専用車(以下「議長専用車」という。)の運行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において「公務」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 那覇市議会の議会活動
- (2) 那覇市又は那覇市関連団体が開催する会議、行事等への出席
- (3) 国、県及び他の自治体又はその関連団体が開催する会議、行事等への出席
- (4) 公費出張
- (5) 那覇市議会議員並びにその他の者の弔事に関する取扱内規(平成 7 年 12 月 25 日適用)に基づき香典料を支出する弔事への出席
- (6) 那覇市議会議長の役職を前提に選出された役職により出席する会議(沖縄県市議会議長会総会、九州市議会議長会総会、沖縄県振興拡大会議等)及び行事等への出席

2 この基準において「送迎」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 自宅(住所又は居所をいう。)と公務地(空路移動を伴う場合の空港を含む。以下同じ。)との間の移動の提供
- (2) 公務地と公務地との間の移動の提供
- (3) 公務地と那覇市内の自宅以外の場所との間の移動の提供

(基準)

第 3 条 議長専用車は、次の場合に使用するものとする。

- (1) 議長の送迎
- (2) 副議長が議長の代理で職務を行う場合の送迎
- (3) 那覇市及び那覇市議会への賓客(他市町村長又は議長)の送迎で議長が認めたもの

付 則

この基準は、平成 28 年 11 月 10 日から適用する。